

陳 情 文 書 表

令和 8 年 9 月 2 日提出

番 号	陳情第 7 号
件 名	「軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書」の提出を求める陳情
陳情の趣旨	これまで、冬季における学校のスキー授業、雇用の確保、観光産業の発展等において重要な役割を担っているスキー場を運営する索道事業者の安定経営に欠かせない軽油引取税の課税免除特例措置（以下「免税軽油制度」という。）が、令和 9 年 3 月末日で廃止される状況にあります。 免税軽油制度は、元来、道路を走行しない機械等に使用する軽油について、軽油引取税（1 リットル当たり 32 円 10 銭）を免除する制度で、船舶、鉄道、農業・林業、製造業など、幅広い事業の動力源の用途に認められてきたものであります。 索道事業者はスキー場で使用するゲレンデ整備車や人工降雪機の燃料である軽油が免税となっており、この制度が継続されなければ、終わりの見えないウクライナ情勢、さらにアメリカとイランの武力衝突により原油価格が上昇し、それに伴い索道施設稼働の動力源である電気料金の高止まり、油脂類の値上げが続いており、索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営が困難になるとともに、地域経済にも計り知れない影響を与えることとなります。 以上のことから、上記の要旨に記載した事項についての意見書を政府関係機関に提出して頂くことを陳情します。
陳情者の住所氏名	芽室町中美生 2 線 4 2 番地 株式会社まちのミライ メムロスキー場 代表取締役 菅井 研
受付年月日	令和 8 年 8 月 10 日
備考	